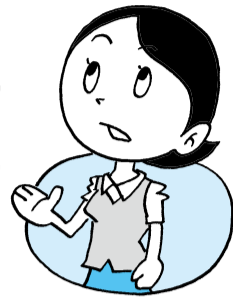


# 特集

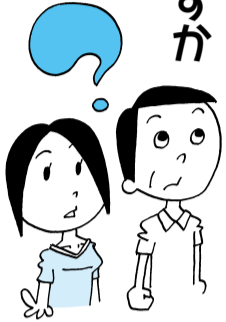
## 平成23年度の国民健康保険料を改定します

### みんなで助け合おう 国民健康保険

お知らせです

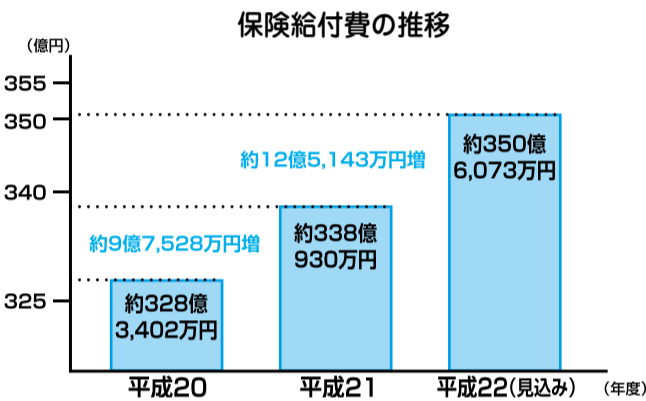


なぜですか

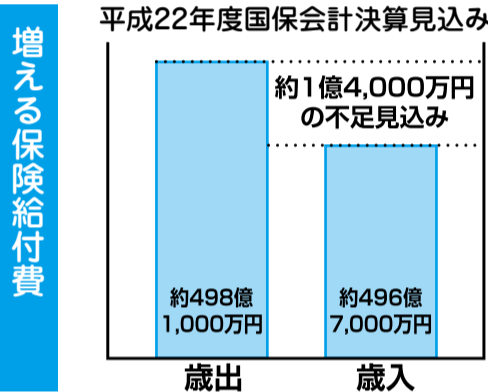


皆さんが納める保険料と、国・県・市からの補助などで運営している「国民健康保険」(以下、国保)。年々増加する医療にかかる費用の支払いのため、平成22年度決算において収入不足の見込みとなるだけでなく、今後もさらに足りなくなることが予想されています。

### 収入より支払いが増え、不足が見込まれるからです



歳出の約7割を占める「保険給付費」(加入者が病院で治療を受けた際に市から支払う費用)は、次のとおり年々増加し、今後も増加が見込まれます。



収入不足の見込みです。最大、約1億4000万円の不足見込みです。

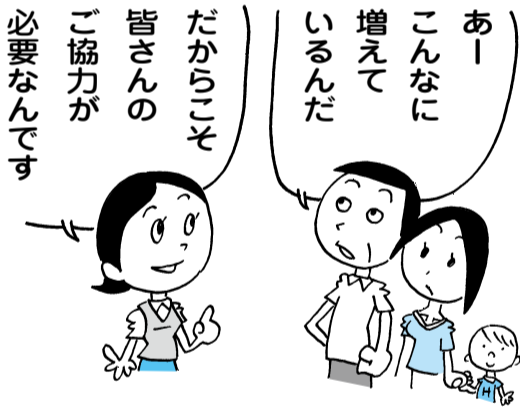
平成22年度の国保会計決算は?

安定した国保運営のために

国保は、加入者の保険料による支え合いで運営しています。今後も加入者に必要な医療を受けていただくため、保険料の改定を実施することとしました。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

また保険料の納め忘れがないよう、口座振替を利用するなど納期内納付もお願いします。一人一人が健康管理し、病気の予防や適正な医療機関の受診をすることで、医療費が抑えられます。

みんなで安定した国保運営に努めましょう。



### 知っていますか?

#### 納付義務者って

国保加入者が属する世帯の「世帯主」が納付義務者です。世帯主自身が加入者でなくても、同一世帯に加入者がいれば納付義務者になります。

#### 納付方法

#### 普通徴収

〈納付書または口座振替による納付〉

平成23年度納期限

1期	2期	3期	4期	5期
6/30(木)	8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)
6期	7期	8期	9期	10期
11/30(水)	12/26(月)	平成24年1/31(火)	2/29(水)	4/2(月)

※納期限は月末ですが、12月は25日となります。ただし納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります

#### 特別徴収

〈年金天引きによる納付〉

平成23年度年金天引き日

4月	6月	8月	10月	12月	2月
4/15(金)	6/15(水)	8/15(月)	10/14(金)	12/15(木)	平成24年2/15(水)

※4・6月の納付額は、前年度2月の納付額または前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った額です。8月以降は、6月中旬に決定した年間保険料から4・6月の納付額を引き4で割った額です

【対象者】下記のすべてに該当する人

- ① 加入者が65～74歳までで構成される世帯の世帯主(ほかの健康保険、後期高齢者医療に加入の世帯主は除く)
- ② 年間18万円以上の年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金など)をもらっている人
- ③ 国保料と介護保険料(65歳以上)の合計額が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない人

#### 申告が必要

保険料は加入者の前年の所得から計算するため、世帯主は所得申告書(国保・年金課、支所にあります)の提出が必要です。正しい保険料算出のため、申告書の提出をお願いします。

【提出先】国保・年金課(市役所別館3階)

#### 保険料の通知

平成23年度保険料の通知は、次のとおり。

国保加入者 6月中旬

【問い合わせ】国保・年金課 ☎948 6365・FAX 934 2631  
後期高齢者医療の加入者 7月中旬

【問い合わせ】高齢福祉課 ☎948 6941・FAX 934 1763

